

平成29年 第36回  
美幌町農業委員会総会議事録

平成29年3月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1 開催日時 平成29年3月27日(月) 午後3時00分から午後3時50分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(18人)

振興副部長	1番 佐藤 澄義君		2番 根塚 信義君
	3番 小林 勝義君		4番 西島 和一君
	5番 山谷 朋之君	農地副部長	6番 池端 利博君
	7番 日並 寛陽君		
	9番 大西 政雄君		10番 日下 優君
振興部長	11番 秋山 稔君		12番 東 砂裕理君
	13番 影山 秀樹君		14番 加藤 安弘君
農地部長	15番 白石 愛君		16番 松本 訓宜君
	17番 千葉 正美君	会長職務代理	18番 風間 昇君
会長	19番 鈴木 幸往君		

4 農業員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君		

## 議事日程

平成29年 第36回美幌町農業委員会総会

平成29年3月27日 午後3時00分 開会

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                            |
| 日程第 2  |         | 諸般の報告について                                       |
| 日程第 3  |         | 会期の決定について                                       |
| 日程第 4  |         | 会務報告について  |
| 日程第 5  | 報告第64号  | 第12回農地部会会議結果報告について                              |
| 日程第 6  | 報告第65号  | 農地法第18条第6項の規定による通知について                          |
| 日程第 7  | 議案第119号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による<br>農用地利用集積計画(案)の決定について |
| 日程第 8  | 議案第120号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                            |
| 日程第 9  | 議案第121号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                            |
| 日程第 10 | 議案第122号 | 美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する<br>地区別土地評定価格の見直しについて  |
| 日程第 11 | 協議第15号  | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について                        |

議長	ご苦労さまです。
事務局長	本日の出席委員は18名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成29年第36回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号3番 小林委員、同じく議席番号4番 西島委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告2件、議案4件、協議1件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。なお、議席番号8番名古屋委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数から見て、本日1日間と致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	<p>日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第5、報告第64号「第12回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
農地部会長	<p>第12回農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成29年2月27日。美幌町農業委員会 農地部会長 白石愛。美幌町農業委員会 会長 鈴木幸往様。記。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 案件 (1)農地移動適正化あっせんに係る基準等の見直しについて</li> <li>2. 開催日時 平成29年2月27日(月) 午後2時25分から午後2時40分</li> <li>3. 開催場所 議会 委員室</li> <li>4. 出席者 私他計9名出席、鈴木会長、事務局:酒井事務局長、佐々木総務担当主査</li> <li>5. 会議結果につきましては、事務局よりお願いします。</li> </ol>

総務担当主査

会議結果についてご報告申し上げます。5. 会議結果。1 農地移動適正化あっせんに係る基準等の見直しについて。地区別土地評定価格は価格を変更せず附則のみを改正すること、土地評定項目別配点表、土地評定カード、評定項目の留意点については、項目数を13項目とすること、現況が草地の場合は評定が難しいことから社会的条件に－30点を設定することを了承いたしました。地区別土地評定価格につきましては、このあとの議案第122号で詳しくご説明申し上げます。なお、あわせて改正を予定したあっせん基準、あっせん事業実施要領、農用地利用関係調整規定の内容の見直しは、農協等の関係機関との協議を行い、北海道から認可を受ける必要があることから、平成29年度中に改正することといたしました。では、今回見直しを行いました内容について、参考資料でご説明いたします。参考資料1ページをご覧ください。1ページは、土地評定項目別配点表です。左が今回見直しました新しいもので、右が現在使用しているものです。変更箇所についてわかりやすいように朱書きしております。まず、一番左側の評価項目です。(2)耕土の深淺、(4)形状、(6)障害物を評価しやすいよう独立させて全13項目としました。次に評価のポイントですが、評価項目によって5点から－5点というものと10点から－10点というものが混在しているため、10点から－10点に統一いたしました。また、表の一番下の13項目の社会的条件のポイントのうち極めて不良のポイントを－8から－30に変更しました。これは、配点基準欄に朱書きで記載のとおり草地を評定する際に減点することで評定しやすくするためでございます。続きまして、2ページの土地評定カードをご覧ください。1ページ同様、左側が見直しをしたものとなっております、見直した箇所を朱書きしております。ことらも上段に記載してありますとおり(1)地味の良否から(13)社会的条件まで区分し評価しやすいようにいたしました。下段に記載の評価項目別配点内容欄も(1)から(13)まで項目を設け、配点も統一いたしました。次に3ページをご覧ください。こちらは、評価項目の留意点でございます。こちらは、上半分が見直しいたしました新しいものでございます。1ページ、2ページ同様変更箇所を朱書きしております。13社会的条件に「現況が草地の場合などで」を追加いたしました。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、報告第64号「第12回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定致します。

議長

日程第6 報告第65号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号68号。

総務担当主査

内容番号68号についてご説明いたします。  
本件は、農用地利用集積計画により賃貸していた土地のうち、一部を宅地に転用することから、借受人と合意解約したものでございます。  
賃貸人は〇〇の〇〇さん、借借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計64,998㎡、契約期間は平成23年2月28日から平成33年3月31日まで、平成29年3月9日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号68号は承認することに致します。

議長	<p>報告第65号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、承認することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第7、議案第119号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号268号。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要の説明をいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は10件で、内容につきましては「農業公社からの貸付案件が2件」、「貸付面積変更による再貸付案件が1件」、「新規の貸付案件が1件」、「再貸付案件が6件」となっております。</p> <p>内容番号268号についてご説明いたします。参考資料は6ページをご覧くださいます。本件は先の報告第65号、内容番号68号で合意解約した案件で、宅地に転用する面積を差し引きした後の賃貸借です。利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計64,248㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間、利用調整日は、平成29年3月16日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。</p>
17番	<p>内容番号268号につきましては、只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は、〇〇の〇〇さん所有農地を〇〇さんが賃貸借していますが、今回、一部を農家住宅建設のために転用することから、転用部分を除く農地を賃貸借することとしたものです。</p> <p>〇〇さんは、家族4人で畑作三品の他、大豆、アスパラなどを作付けされ、意欲的に営農されておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号268号は適当と認めます。 内容番号269号から270号は関連がございますので一括上程いたします。</p>
総務担当主査	<p>内容番号269号から270号までを一括ご説明いたします。参考資料は7ページと8ページをご覧くださいます。</p> <p>本件は、貸付期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。賃貸価格は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。</p> <p>まず内容番号269号についてですが、利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さん他2名でございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇内他 計〇〇筆、面積は合計71,939㎡、利用調整日は、平成29年3月13日でございます。</p> <p>次に内容番号270号についてですが、利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計61,330.88㎡、土地明細につきましては議案書10ページをご覧くださいます。利用調整日は平成29年3月7日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。</p>

14番 内容番号269号と270号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは、従業員3人で法人化して畑作三品のほか、玉ねぎ、人参などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひします。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号269号から270号は適当と認めます。  
内容番号271号から273号は関連がございますので、一括上程致します。

総務担当主査 内容番号271号から273号について一括ご説明いたします。参考資料は、9ページから11ページをご覧願ひします。本件も、貸付期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。賃貸価格は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、利用調整日は平成29年3月14日でございます。

まず内容番号271号についてですが、利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇内他 計〇〇筆、面積は合計20,485㎡でございます。

次に内容番号272号についてですが、利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇、面積は24,884㎡でございます。

次に内容番号273号についてですが、利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計8,464㎡でございます。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願ひ致します。

14番 内容番号271号から273号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、賃貸借料については、内容番号271号の案件は双方で調整して、賃貸借料を変更いたします。その他の賃貸借料、賃貸期間等の条件については、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは、従業員2人で法人化して小麦、玉ねぎ、人参等を作付けされ、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひします。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号271号から273号は適当と認めます。  
内容番号274号。

総務担当主査 内容番号274号についてご説明いたします。参考資料は12ページをご覧願ひします。本件も、貸付期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇内、面積は10,648㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、利用調整日は平成29年3月7日でございます。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願ひ致します。

14番 内容番号274号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは、家族4人で小麦、甜菜などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号274号は適当と認めます。  
内容番号275号。

総務担当 内容番号275号についてご説明いたします。参考資料は13ページをご覧ください。本件は、本年1月総会で農業公社へ売買した案件で、2月に所有権移転登記が完了したことから、今月より貸し付けするものでございます。  
利用権の設定をする者は、公益財団法人 北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計47,153㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は、平成29年3月28日から平成34年1月21日までの5年間、利用調整日は平成29年3月10日でございます。  
以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。

4番 内容番号275号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが農業公社へ売買した農地を、〇〇の〇〇さんが公社貸付事業5年で借り受けするものです。〇〇さんは、家族3人で小麦、玉ねぎ、人参などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号275は適当と認めます。  
内容番号276号。

総務担当 内容番号276号についてご説明いたします。参考資料は14ページをご覧ください。本件は、離農に伴う貸付案件でございます。利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計49,674㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は、平成29年3月28日から平成34年3月31日までの5年間、利用調整日は平成29年2月22日でございます。  
以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。

10番 内容番号276号につきましては、只今事務局説明のとおりです。  
この案件は、〇〇の〇〇さんが離農することに伴い、所有農地を賃貸借するものです。  
〇〇さんは、家族3人で、小麦、甜菜、人参などを作付けされ、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)



議長

ご異議なしと認め、内容番号276号は適当と認めます。  
内容番号277号。

総務担当

内容番号277号についてご説明いたします。参考資料は15ページをご覧ください。本件は、本年1月総会で農業公社へ売買した案件で、2月に所有権移転登記が完了したことから、今月より貸し付けするものでございます。

利用権の設定をする者は、公益財団法人 北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計45,603㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は、平成29年3月28日から平成34年1月21日までの5年間、利用調整日は平成29年3月7日でございます。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。

15番

内容番号277号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんが農業公社へ売買した農地を、〇〇の〇〇さんが公社貸付事業5年で借り受けするものです。

〇〇さんは、家族2人で畑作三品などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお祈りいたします。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号277号は適当と認めます。

議案第119号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長

日程第8、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号131号。

総務担当主査

内容番号131号についてご説明いたします。参考資料は18ページをご覧ください。

本件は、経営移譲に伴う使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番他 計〇〇筆、面積は合計130,070㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。

参考資料19ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。

17番

内容番号131号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは、家族3人で、小麦、甜菜、豆類などを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを、3月8日に名古屋委員と確認しておりますので、よろしくお祈りいたします。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長                   ご異議なしと認め、内容番号131号は適当と認めます。  
内容番号132号。

総務担当主査       内容番号132号についてご説明いたします。参考資料は20ページをご覧願います。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計39,637㎡、申請理由は賃貸借、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。  
以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。  
参考資料21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。  
その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。

3番                   内容番号132号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんの所有農地を、〇〇さんへ賃貸借するものです。〇〇さんは、従業員3人で法人化し、小麦、玉ねぎなどを作付され、意欲的に営農されております。  
なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを、3月13日に影山委員と確認しておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長                   ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長                   ご異議なしと認め、内容番号132号は適当と認めます。  
内容番号133号から134号までは関連がございますので、一括上程致します。

総務担当主査       内容番号133号から134号までを一括ご説明いたします。参考資料は22ページと24ページをご覧願います。  
借受人及び譲受人は〇〇の〇〇さんで、賃貸価格及び売買価格は議案記載のとおりです。  
まず内容番号133号についてですが、貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計76,370㎡、申請理由は賃貸借、権利の種別は賃貸借権でございます。  
次に内容番号134号についてですが、譲渡人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計49,765㎡、申請理由は売買、権利の種別は所有権でございます。  
以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。  
参考資料23ページと25ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。  
その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。

13番                  内容番号133号と134号につきましては、只今事務局説明のとおりです。  
この案件は、〇〇の〇〇さんが〇〇の〇〇さん所有農地の賃貸借と、〇〇の〇〇さん所有農地を買入するものです。  
〇〇さんは、従業員5人で法人化し、小麦、馬鈴薯、甜菜などを作付され、意欲的に営農されております。  
なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを、3月13日に小林委員と確認しておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号133号から134号は適当と認めます。 議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第9、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号8号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号8号についてご説明いたします。参考資料は27ページをご覧ください。本件は、先の報告第65号、内容番号68号で合意解約した農用地のうち、農家住宅建設のため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。 譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番〇〇、面積は749.98㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内、第1種農地でございます。転用目的は、農家住宅建築で、計画の概要は土地の造成に係る面積が749.98㎡、住宅76.18㎡、通路等673.80㎡、工事期間は許可日から平成29年9月30日までを予定しています。 その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。</p>
17番	<p>内容番号8号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが借受している〇〇さん所有農地の一部を、農家住宅建設のために転用するものです。申請地は、他の農地への影響が少ない場所を選定しており、やむを得ないものであると、3月16日に根塚委員と確認しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。 議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第10、議案第122号「美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する地区別土地評定価格の見直しについて」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>議案第122号についてご説明いたします。「美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する地区別土地評定価格の見直しについて」。美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領第8の2(2)に規定する地区別土地評定価格は、下記の理由により据え置くこととする。記。理由のひとつ目として地区内での売買実例価格が一部下降傾向にあるが、土地評定の適正運用を実施することで土地評定価格を据え置くことが可能である。ふたつ目として、評定価格の引き下げによる担保評価への影響が懸念されるためでございます。15ページ地区別土地評定価格一覧表の評定基準価格は現行のままとし、附則のみ平成29年4月1日から適用する。(据置)を追加するものです。説明は以上です。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、議案第122号「美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する地区別土地評定価格の見直しについて」は、適当と認めることに決定致します。
議長	日程第11、協議第15号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
総務担当主査	<p>協議第15号についてご説明いたします。参考資料は29ページ及び30ページをご覧願います。本件は、3月15日付けで美幌町長から、町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、農業振興地域整備計画の変更を行うため、意見を求められたもので、除外が1件、用途区分変更が1件ございます。</p> <p>まず除外1ですが、転用申請者及び土地所有者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇、面積は482㎡でございます。なお、この場所につきましては、現況が宅地となっているため、農地転用は必要ありません。</p> <p>次に用途区分変更1ですが、転用申請者及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇内他 計〇〇筆、面積は合計662.30㎡、事業目的は農舎建設のためでございます。なお、この場所の農地転用申請につきましては、現在まだ積雪により現地が確認できないことから、雪解け後に申請することで協議しております。</p> <p>今後の予定ですが、総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、協議第15号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定いたします。
議長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。</p> <p>これをもちまして、第36回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p> <p>(ブザー)</p>
議長	ご苦労さまでした。
閉会	午後3時50分